

令和8年度第1回政策企画室服務規律確保推進委員会

日 時 令和8年5月25日（月）9時30分～

出席者 室長、理事、秘書部長、総務担当部長、
企画部長、政策調整担当部長、政策調査担当部長、
市民情報部長、東京事務所長
秘書部秘書課長、企画部政策企画担当課長、
市民情報部広報担当課長、東京事務所副所長、
秘書課総務担当課長代理

議 題

- ・ 第35回大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議について
- ・ 令和8年度政策企画室における不祥事削減年間取組計画について

政策企画室服務規律確保推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、服務規律の確保、非行その他の不祥事の根絶に向けた職員の具体的取組を推進することを目的とする。

(政策企画室服務規律確保推進委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、政策企画室服務規律確保推進委員会(以下「服務推進委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第3条 服務推進委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 「政策企画室不祥事根絶プログラム」の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) その他、職員の服務規律の確保、職員の非行その他の不祥事の根絶のために必要となる措置を講ずること。

(組織)

第4条 服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、政策企画室長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、政策企画室理事をもって充てる。

4 委員は、秘書部長、総務担当部長、企画部長、政策調整担当部長、政策調査担当部長、市民情報部長及び東京事務所長をもって充てる。

(会議)

第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に服務推進委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 服務推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事は、服務推進委員会の所管事務について、委員を補佐する。

3 幹事は、秘書課長、総務担当課長代理、政策企画担当課長、広報担当課長及び東京事務所副所長をもって充て、幹事長は秘書課長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。

5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 服務推進委員会の庶務は、秘書部秘書課（総務グループ）において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 35 回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

次 第

令和 8 年 4 月 28 日 (火)
午前 9 時 30 分～
本庁舎 5 階 特別会議室及び WEB

1 開 会

2 議 事

- (1) 懲戒処分の状況
- (2) 任命権者別の重点取組の状況等
- (3) 今後の重点取組
- (4) 今後の取組の方向性
- (5) その他報告

3 閉 会

第35回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

ページ

- | | |
|------------------|----|
| 1 懲戒処分の状況 | 1 |
| 2 任命権者別の重点取組の状況等 | 7 |
| 3 今後の重点取組 | 11 |
| 4 今後の取組の方向性 | 12 |
| 5 その他報告 | 13 |



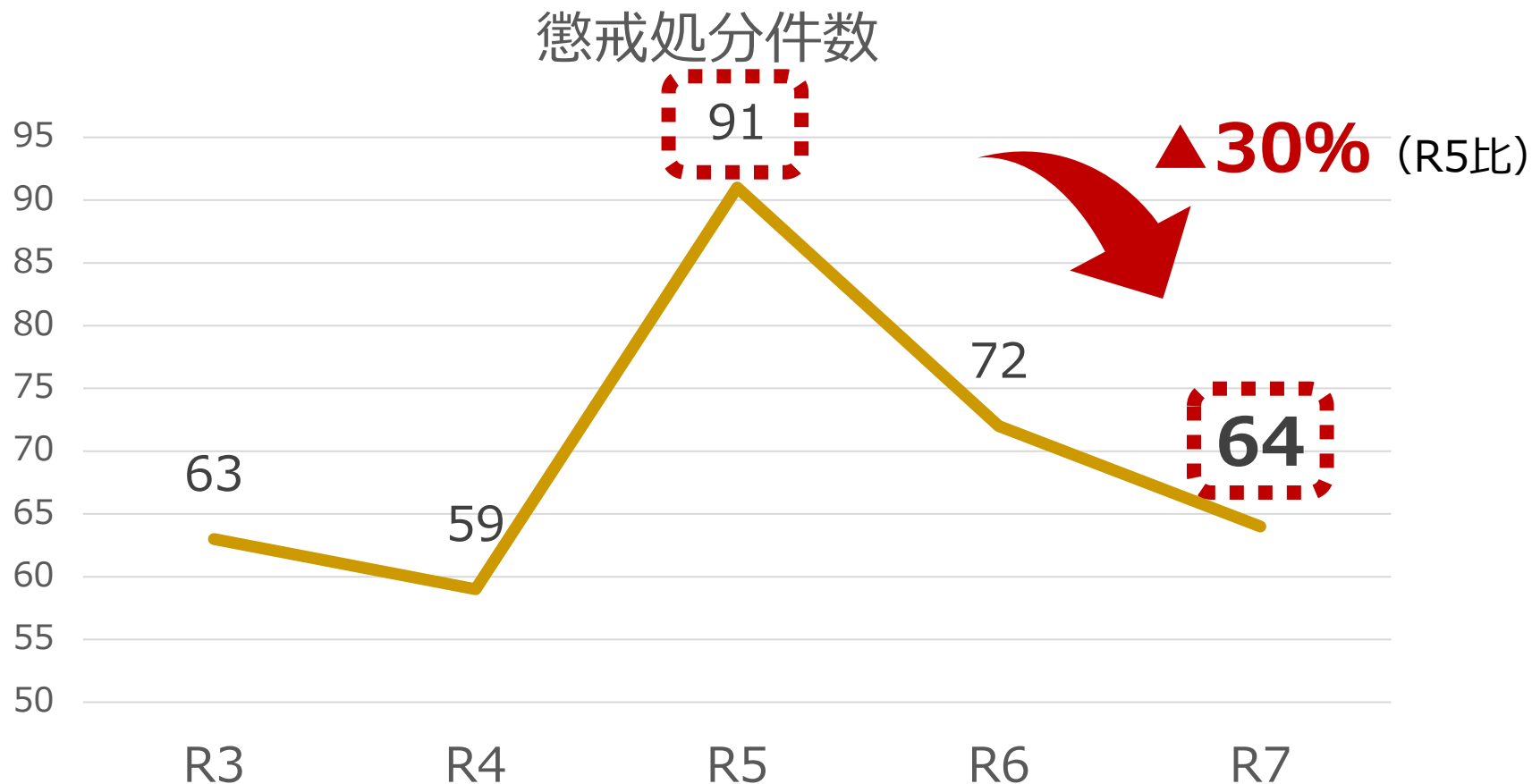
1 懲戒処分の状況 ～①件数の推移～

市長部局、水道局、消防局、市会・委員会を対象

期 間	処分件数
令和3年度（R3.4～R4.3）	63件※
令和4年度（R4.4～R5.3）	59件
令和5年度（R5.4～R6.3）	91件
令和6年度（R6.4～R7.3）	72件
令和7年度（R7.4～R8.3）	64件

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案64件を除いた件数

1 懲戒処分状況 ～①件数の推移～



- 懲戒処分件数は令和5年度から2年連続で減少傾向
(令和5年度比で約30%の減少)

○令和7年4月～令和8年3月 事案別・所属別・職種別の懲戒処分件数表

(単位：件数)

事 案	件数計	所 属 別			職 種 別						
		市長部局 等	(内数) 消防局	学校園	1・3号					2号	教員等
					課長 以上	課長 代理	係長	係員	(内数) 会計年度		
職務関連事案	42	26	3	16	5	1	2	12	5	6	16
私事上の事案等	22	13	4	9	1	0	3	3	0	3	9
合計	64	39	7	25	6	1	5	18	5	9	25

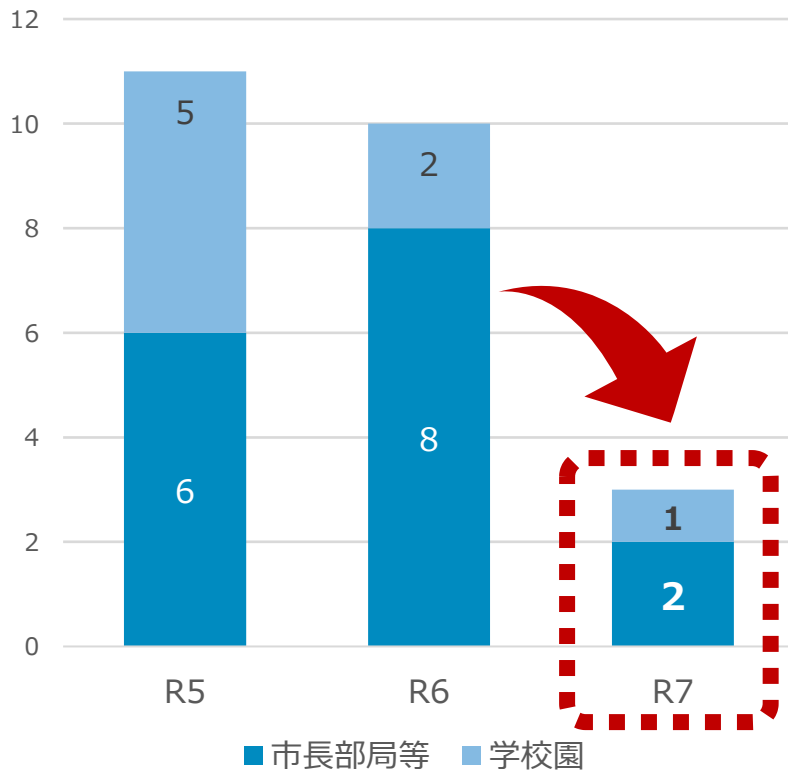
○令和5年度～令和7年度の事案別懲戒処分と比較

事 案		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
職務関連 事 案	①	マイカー通勤	3	3	5
	②	不適正事務	10	2	3
	③	手当の不正受給	2	2	5
	④	職務専念義務違反・職務命令違反	10	8	10
	⑤	教職員による児童生徒への非違行為	15	8	5
	⑥	ハラスメント	4 (1)	7 (3)	6
	⑦	収賄等	0	1	2
	⑧	その他	17	18	6
		合計	61 (1)	49 (3)	42
私事上の 事案等	⑨	わいせつ行為（のぞき、盗撮、痴漢等）	11 (2)	10 (1)	3 (1)
	⑩	傷害・暴行・器物損壊	5 (2)	4 (2)	7 (2)
	⑪	横領・窃盗等	7	4	4
	⑫	飲酒運転関係	0	1 (1)	6 (2)
	⑬	その他	7	4	2 (1)
		合計	30 (4)	23 (4)	22 (6)
総 計		91 (5)	72 (7)	64 (6)	

() は市長部局等における飲酒時の非違行為件数

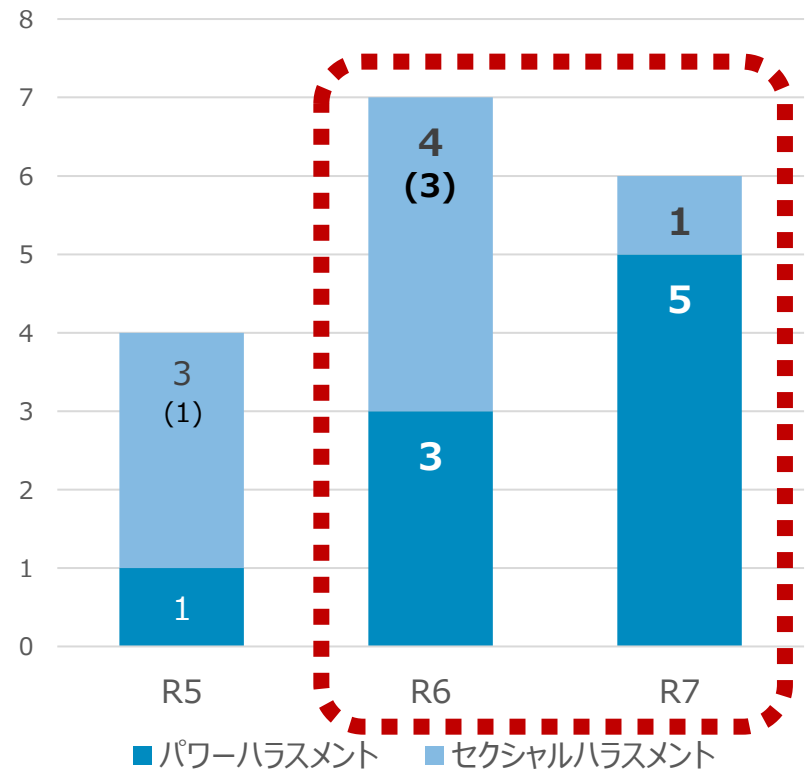
1 懲戒処分の状況 ～②懲戒処分の傾向～

➤ わいせつ事案（盗撮、痴漢等）が市長部局等及び学校園ともに減少



➤ 近年、ハラスメント事案が顕在化

- セクハラは減少しているが、パワハラは増加
- 飲酒による事案が減少

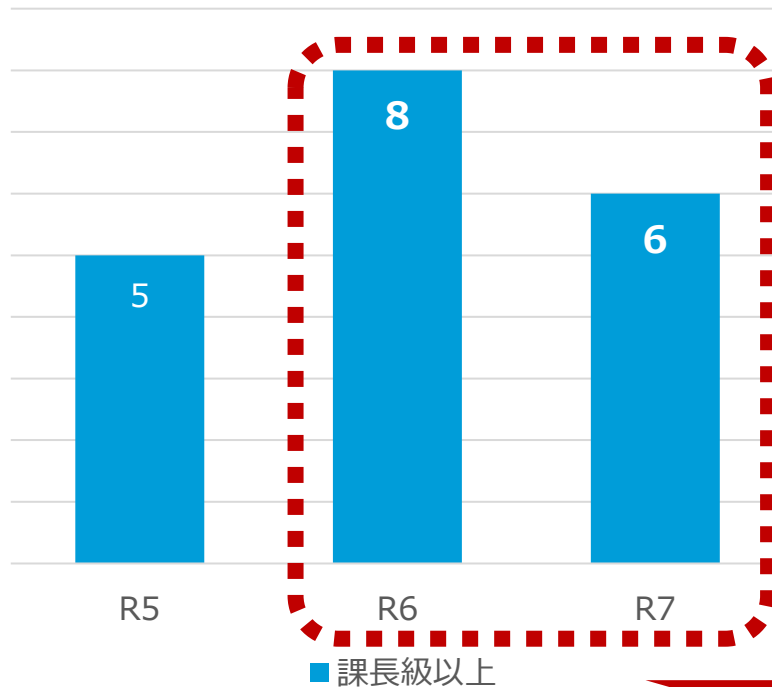


() は市長部局等における飲酒時の非違行為件数

1 懲戒処分の状況 ～②懲戒処分の傾向～

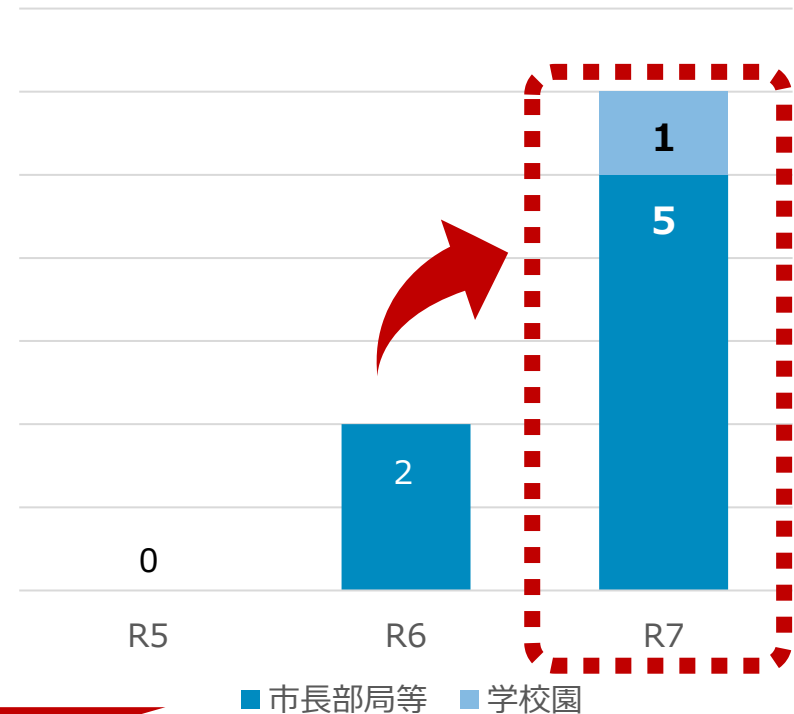
➤ 課長級以上職員による事案が多い傾向

- 課長級以上の懲戒処分件数が高止まりしている



➤ 会計年度任用職員による事案が増加

- 手当の不正受給事案が多い



引き続き重点取組を推進するとともに、組織マネジメント力の向上 及び 心理的安全性の高い職場形成 が必要

2 任命権者別の重点取組の状況等

・ **重点取組期間**：令和7年4月～令和8年3月

・ **重点取組事案**

【市長部局等】

① 飲酒時の非違行為

② ハラスメント事案

【学校園】

① 教職員による児童生徒に対する非違行為

② ハラスメント事案

任命権者	処分件数全体	重点取組①	重点取組②
市長部局等	39件（46）	6件（7）	6件（7）
学校園	25件（26）	5件（8）	0件（0）

（ ）は令和6年度の件数

2 任命権者別の重点取組の状況等

市長部局等（令和7年4月～令和8年3月）

✓ サービス研修（eラーニング）において、重点取組事案の事例検討等を充実させ、さらなる意識啓発・周知徹底を図った

- ・冒頭に副市長のメッセージ動画を掲載した。
- ・ハラスメントについては啓発動画を引き続き活用するとともに、使用するコンテンツを見直し、理解促進を図った。
- ・新たなサービス規律上のリスクとなる犯罪・非違行為の情報（オンラインカジノ等）を追加した。

<令和7年度実施研修>

- ・サービス研修
局部長級、課長・課長代理級、係長級以下の3つの階層別にそれぞれ8月～9月の間で実施
- ・新規採用者研修（4月、10月）、新任業務主任研修（6月）、中堅職員研修（11月）

2 任命権者別の重点取組の状況等

市長部局等（令和7年4月～令和8年3月）

✓ 毎月、全職員に対してメールで注意喚起を実施

⇒ 服務規程違反につながり得る制度改正等のトピックス（自転車の交通違反等）の周知も併せて実施

【総務局よりお知らせです】令和8年1月の懲戒処分について

大阪市総務局人事部人事課（人事グループ）宛先 2026/02/12 (木) 13:19

他人事だと思っていないか？
小さな不祥事が大きな信用失墜に！
日頃の言動を今一度振り返りましょう！

～ 職員のみなさま ～

■ □ 懲戒処分について □ ■

毎月、懲戒処分をホームページ及び庁内ポータルに掲載しています。

令和8年1月

項番	所属	概要	処分内容
----	----	----	------

✓ 夏季、年末年始に重点取組事案を盛り込んだ綱紀保持の徹底についての通知を発出し、繰り返し啓発活動を実施

2 任命権者別の重点取組の状況等

学校園（令和7年4月～令和8年3月）

✓ サービス研修における重点取組項目の周知徹底

- ・ 校長、教員、教員内定者、学校事務職員、給食調理員、管理作業員 など

✓ サービス監察だよりの発行（6回）

- ・ 令和7年6月 サービス規律刷新PT会議の報告、サービス規律確保に向けた重点取組 など
- ・ 令和7年8月 体罰・暴言、暴力行為等防止の取組、児童生徒性暴力等防止の取組 など
- ・ 令和7年10月 ハラスメント防止の取組について など

✓ 事務局職員による学校園への巡回監察（61箇所）

- ・ 新任校長の在籍する学校園など

✓ サービス規律の確保に関する通知・通達の発出

- ・ 毎月、懲戒処分事案を踏まえた注意点等を示した通知文を発出
- ・ 他都市の教職員による児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教職員間グループで共有された事案をうけ、児童生徒性暴力等の防止等に関するサービス規律確保の徹底に関する通達を発出
- ・ 夏季期間や年末年始の時期に、法令等の遵守及びサービス規律の保持に関する通達を発出

✓ サービス規律刷新及び人材育成手法の改善検討WGでの取組

- ・ WGで作成した研修素材「事例検討シート」を活用して全校園で研修実施

3 今後の重点取組

重点取組事案（令和8年4月～）

任命権者	重点的に取り組む事案
市長部局等	① 飲酒時の非違行為 ② ハラスメント事案
学校園	① 教職員による児童生徒に対する非違行為 ② ハラスメント事案

市長部局等

① 飲酒時の非違行為

いまだ減少傾向とはいえ、気の緩みやすい飲酒時において、公務員としての自覚を一層促す必要があるため、**継続**とする。

② ハラスメント事案

ハラスメント外部通報窓口の設置などにより相談・通報しやすい環境構築がなされている一方、パワーハラスメントによる処分事案が増加していることに鑑み、今後もハラスメントのない誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

学校園

① 教職員による児童生徒に対する非違行為

体罰・わいせつ行為等の非違行為が引き続き発生しており、安全・安心な教育環境を実現するためには取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

② ハラスメント事案

教職員が互いに尊重し、支えあい、誇りをもって働くことができる職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

4 今後の取組の方向性

➤ 対面型とeラーニングを併用した服務研修の実施

✓ 局長級を対象に、ハラスメント防止・心理的安全性の高い職場形成等に関する内容の対面型研修を実施

※パワーハラスメントの具体的事例を題材にしたロールプレイングやグループ討議、職場における自身の行動の振り返り等を予定

✓ 所属長マネジメントにより、eラーニングを活用して組織内の不祥事根絶に向けた意識の浸透を図る

➤ これまでの取組の継続実施

✓ 全職員向け注意喚起メールの工夫・改善

✓ 綱紀保持の徹底についての通知の発出

✓ ハラスメント外部通報窓口の更なる周知 など

5 その他報告

不祥事根絶に向けた取組（建設局）

◆発生事案

- 放置自転車対策業務における不適正事務
- 職員による差別発言事象

◆発生原因

- 業務マニュアルが不十分
- 技能職員への行政職員の関わり方が不十分
- コンプライアンスの認識不足
- 発言に至った背景等を調査中

◆取組内容

- 工営所業務刷新プロジェクトチームの立ち上げ及び組織風土改革を踏まえた再発防止策である「工営所再生プラン」を策定
 - ・業務フロー図の作成
 - ・業務プロセスへの行政職員の関与を明確化
 - ・業務研修の実施
 - ・対話による風通しの良い職場雰囲気醸成
- 所属内人権行政推進体制の点検・強化
 - ・人権問題研修を題材としたディスカッションを課単位で実施
 - ・ディスカッション結果について、部長級職員間での報告会を実施

5 その他報告

不祥事案の報告（経済戦略局）

◆発生事案

前局長によるパワーハラスメント

（本件は、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第9条第1項の規定に基づき、改善を勧告されたものである。）

◆発生原因

- ・パワーハラスメントに対する誤った認識
- ・前局長の言動に対して、何ら手を打つことなく放置し、あるいは、それを受容している組織風土

◆勧告等の内容

組織としてパワーハラスメントを防止し、職場環境を改善する具体的かつ実効性のある措置の実施

- ・（勧告）職場環境に関するアンケート等の実施及びモニタリングの実施
- ・（意見）所属長に対する管理マネジメントの強化
- ・（意見）タイムマネジメントについて振り返り、改善されるとともに、効率的に会議を進められるようなスケジュール管理の実施

※「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第17条の規定により、当該事件の処理が終了するまでは、公表された情報以外は公開することはできない。

令和8年5月13日

所 属 長 様

総 務 局 長

職員の服務規律確保に向けた重点取組について

標題について、令和7年度において、市長部局等では、「飲酒時の非違行為」及び「ハラスメント事案」の発生の防止に向けて、重点的に取り組んできましたが、結果として、「飲酒時の非違行為」が6件（令和6年度：7件）、「ハラスメント事案」が6件（令和6年度：7件）と依然として高止まりしている状況です。

これらの状況を踏まえ、令和8年4月28日に開催された[第35回服務規律刷新プロジェクトチーム会議](#)において、市長部局等では、気の緩みやすい飲酒時において公務員としての自覚を一層促す必要があること、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて切れ目なく取り組む必要があることから、今後も引き続き、「飲酒時の非違行為」「ハラスメント事案」の発生防止に向けて重点的に取り組むこととしました。

当局としても、人事部人事課や服務規律刷新プロジェクトチーム事務局から全職員メールにより周知に努めますが、各所属においては、所属長が先頭となり、職員に別紙記載の「重点取組項目」について周知徹底するとともに、非違行為があった場合には厳正に処されうることを、今一度、職員一人ひとりに対して認識させていただくとともに、管理監督の立場にある職員に対しては、その責任の重大さを十分自覚させ、職員の指揮監督に一層努めるよう指導を徹底し、非違行為の防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、別途、服務規律刷新プロジェクトチームより所属長あてに依頼している「不祥事削減に向けた取組」の策定・実施についても、所属の状況に応じた具体的な取組を定めるとともに、その進捗管理を行い、不祥事根絶に向け万全を期してください。

担当：総務局人事部人事課
樋口・堀
電話番号：6208-7516

今後の重点取組項目について

令和8年4月28日に開催された第35回サービス規律刷新プロジェクトチーム会議において、引き続き、①飲酒時の非違行為、②ハラスメント事案の発生防止に向けて重点的に取り組むこととなりました。

下記の内容について留意のうえ、職員ひとりひとりが公務員としての立場を自覚し、高い倫理観を持って、市民から信頼される市政をめざしましょう。

①飲酒時の非違行為の発生防止に向けて

(行動編)

- ・飲酒時や飲酒後の行動についてその場でお互いに注意喚起する。
- ・飲酒時には気が大きくなることもあり、通常であれば行わない言動をしまいパワハラやセクハラにつながる可能性があることを認識する。
- ・飲酒後は自動車だけでなく、電動キックボードや自転車にも乗らない。

(意識編)

- ・飲酒時は判断力や思考力が鈍るということを常に意識する。
- ・自身の飲酒適正量を把握し、前後不覚になるまで飲まないように意識する。

※気の緩みやすい飲酒時において、勤務時間の内外を問わず、職員一人一人がこれまで以上に大阪市職員としての立場を自覚し、気を引き締めて、責任をもった行動をとってください。

②ハラスメント事案の発生防止に向けて

- ・お互いの人格を尊重し、お互いが職場のパートナーであるという意識をもつ。
- ・言動の受け止め方には個人で差があるということを意識し、相手に応じた発言、接し方を心掛ける。
- ・「ハラスメント」に該当するかもしれないに関わらず、職場環境を悪化させかねない言動は厳に慎む。
- ・職場における言動だけでなく、時間外の言動や行政サービスの相手方にも注意する。
- ・気が緩みやすい飲酒時のハラスメント行為に気を付ける。
- ・ハラスメント事案を見聞きした場合は、見過ごさず声をかけるなど、快適な職場環境づくりを徹底する。
- ・職員が声を上げやすいように、ハラスメント外部通報窓口及び所属内相談窓口の周知に努める。

(参考) 庁内ポータル情報

[総務局> ハラスメント防止の取り組み](#)

「主な処分事例」等について、[庁内ポータル](#)に掲載しています。ぜひご一読ください！

委員長（横山市長）メッセージ概要

【服務規律刷新 PT（R8. 4. 28）】

- ・ 懲戒処分件数は減少しているものの、不祥事が1件でも発生すれば市民の信頼を損ない市政全般に影響することを肝に銘じ、公務員として服務規律の確保を徹底すること
- ・ 管理職、所属長は組織をマネジメントする立場として職責の重要性を自覚し、ハラスメント事案等を絶対に無くすという強い覚悟で取り組むこと
- ・ 日頃から対話と密なコミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりを進めるとともに、安心して働くことのできる職場環境の実現に努めること
- ・ 重点取組である飲酒時の非違行為について、勤務時間の内外を問わず大阪市職員としての立場を自覚し、高い倫理観をもって責任ある行動を徹底すること
- ・ 人権意識の徹底は社会人として当然であり、公務員はより高い水準が求められることを認識し、改めて各所属長のマネジメントのもと、人権意識を徹底すること
- ・ 市民の信頼の上に市政が成り立っていることを自覚し、全市一丸となって不祥事根絶に取り組むこと

◆令和8年度 政策企画室における不祥事削減年間取組計画

種別	①重点取組		②風通しのよい職場づくりの取組			③その他の取組	
	飲酒時の非遵行為発生防止の取組	ハラスメント防止研修	所属長・理事・部長からのメッセージ	メンバー紹介	交流事業	通勤	不適切事務の防止に向けた研修等
対象者	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員	
実施方法・テーマ等	・飲酒時の非遵行為発生防止にむけたチラシ等を作成、周知 ・周知方法は、メール送信	・ハラスメント防止にむけた研修を実施	【実施方法】 全職員あてメッセージをメール送信及び政策企画室チームサイトに掲載 【テーマ】 風通しのよい職場づくりに向けて、日々感じること、職員に伝えたいことなど	・各担当のメンバー紹介を作成、周知 ・周知方法は、メール送信及び政策企画室チームサイトに掲載	・衛生委員会と連携して、職員間のコミュニケーションを図るためのイベント等を実施	・通勤定期、利用実績の検査・確認	・文書事務・契約事務・市会関連等、室業務の運営に関する基本的事項に係る各種研修を、内部講師を活用するなどの方法により実施 ・室内等で発生した不適切事務の詳細等を室内で共有（随時）
4月					随時	抜き打ち	
5月							
6月							
7月	○		(7月中旬)川村理事	○			
8月			(8月中旬)大澤部長				
9月			(9月中旬)山口部長				○
10月		○	(10月中旬)那須部長				
11月			(11月中旬)蔵所部長				
12月	○		(12月中旬)大塚部長				
1月			(1月中旬)忍部長				
2月			(2月中旬)田口所長				
3月			(3月中旬)西村室長				